

議第54号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ただし書中「個人番号カード」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。第10号、第20号及び第22号において同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。第10号、第20号及び第22号において同じ。）」を加え、同条第10号ただし書、第20号ただし書及び第22号ただし書中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、同条第30号の表備考2(1)中「第44号の5から第44号の10まで」を「第44号の5、第44号の6、第44号の9及び第44号の10」に改め、同条第44号の3の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき37,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき75,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき106,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき150,000円

共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき118,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき149,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては1件につき246,000円、その他の場合にあつては1件につき94,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき309,000円、その他の場合にあつては1件につき120,000円

を

その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき246,000円、その他の場合にあつては1件につき94,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき309,000円、その他の場合にあつては1件につき120,000円

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては1件につき18,000円、その他の場合にあつては1件につき37,000円
--------	---------	--

一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき18,000円、その他の場合にあつては1件につき37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき35,000円、その他の場合にあつては1件につき75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき51,000円、その他の場合にあつては1件につき106,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき75,000円、その他の場合にあつては1件につき150,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき118,000円
		床面積の合計	1件につき149,000円

に改

		が 300 平方メートルを超えるもの	円
	非住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては 1 件につき 94,000 円、その他の場合にあつては 1 件につき 246,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては 1 件につき 120,000 円、その他の場合にあつては 1 件につき 309,000 円
	その他の建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては 1 件につき 94,000 円、その他の場合にあつては 1 件につき 246,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては 1 件につき 120,000 円、その他の場合にあつては 1 件につき 309,000 円

」

め、同条第44号の4の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅		1件につき19,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき19,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき38,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき55,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき78,000円
	共用部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき60,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき76,000円
	非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市

を

			長が定める基準」という。)による審査にあつては1件につき124,000円、その他の場合にあつては1件につき48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき156,000円、その他の場合にあつては1件につき61,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき124,000円、その他の場合にあつては1件につき48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき156,000円、その他の場合にあつては1件につき61,000円

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規
--------	---------	------------------------------

			定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては1件につき9,000円、その他の場合にあつては1件につき19,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき9,000円、その他の場合にあつては1件につき19,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき18,000円、その他の場合にあつては1件につき38,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき27,000円、その他の場合にあつては1件につき

		55,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき40,000円、その他の場合にあつては1件につき78,000円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき60,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき76,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき48,000円、その他の場合にあつては1件につき124,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき61,000円、その他の場合にあつては1件につき156,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方	市長が定める基準による審査にあつては

に改

	メートル以下のもの	1 件につき 48,000 円、その他の場合にあっては 1 件につき 124,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては 1 件につき 61,000 円、その他の場合にあっては 1 件につき 156,000 円

」

め、同条第44号の7の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅		1 件につき 37,000 円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	1 件につき 37,000 円
			申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき 75,000 円
			申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき 106,000 円
			申請戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき 150,000 円
	共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件につき 118,000 円	
		床面積の合計	1 件につき 149,000 円	

		が 300 平方メートルを超えるもの	円
	非住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては246,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては309,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては120,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては246,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては94,000円
		床面積の合計が 300 平方	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定す

を

		メートルを超えるもの	る基準による審査にあつては309,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては120,000円
--	--	------------	---

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては1件につき18,000円、その他の場合にあつては1件につき37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの

	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき35,000円、その他の場合にあつては1件につき75,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき51,000円、その他の場合にあつては1件につき106,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき75,000円、その他の場合にあつては1件につき150,000円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき118,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき149,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下	市長が定める基準による審査にあつては1件につき94,000

に改

		のもの	円、その他の場合に あつては1件につき 246,000円
		床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 1件につき120,000 円、その他の場合に あつては1件につき 309,000円
	その他の建築物	床面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 1件につき94,000 円、その他の場合に あつては1件につき 246,000円
		床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 1件につき120,000 円、その他の場合に あつては1件につき 309,000円

」

め、同条第44号の8の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅		1件につき19,000円	
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅	住戸部分	申請戸数が1 戸のもの	1件につき19,000円
			申請戸数が2 戸以上5戸以	1件につき38,000円

	下のもの	
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき55,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき78,000円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき60,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき76,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては124,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては156,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては

を

		61,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては124,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては48,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては156,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては61,000円

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）
--------	---------	---

			による審査にあつては1件につき9,000円、その他の場合にあっては1件につき19,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき9,000円、その他の場合にあっては1件につき19,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき18,000円、その他の場合にあっては1件につき38,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき27,000円、その他の場合にあっては1件につき55,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき40,000円、その他の場合にあっては1件につき78,000円

に改

	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき60,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき76,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき48,000円、その他の場合にあつては1件につき124,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき61,000円、その他の場合にあつては1件につき156,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき48,000円、その他の場合にあつては1件につき124,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき61,000円	

		えるもの	円、その他の場合に あつては1件につき 156,000円
--	--	------	------------------------------------

」

め、同条第44号の9の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅		省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1)に 規定する基準による 審査にあつては 37,000円、同号イ(2) 及び(3)並びにロ(2)及 び(3)に規定する基準 による審査にあつて は18,000円	
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅	住戸部分	申請戸数が1 戸のもの	省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1)に 規定する基準による 審査にあつては 37,000円、同号イ(2) 及び(3)並びにロ(2)及 び(3)に規定する基準 による審査にあつて は18,000円
			申請戸数が2 戸以上5戸以 下のもの	省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1)に 規定する基準による 審査にあつては 75,000円、同号イ(2)

を

		及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては35,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては106,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては51,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては150,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては75,000円

」

「

その他の場合	一戸建ての住宅	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消
--------	---------	---

			費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては1件につき18,000円、その他の場合にあつては1件につき37,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき18,000円、その他の場合にあつては1件につき37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき35,000円、その他の場合にあつては1件につき75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては1件につき51,000

に改

			円、その他の場合に あつては1件につき 106,000円
		申請戸数が11 戸以上のもの	市長が定める基準に よる審査にあつては 1件につき75,000 円、その他の場合に あつては1件につき 150,000円

」

める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号ただし書の改正規定並びに同条第10号ただし書、第20号ただし書及び第22号ただし書の改正規定は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 改正後の第2条第44号の3、第44号の4及び第44号の7から第44号の9までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年6月6日提出

三島市長 豊岡 武士